

オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和 4 年 10 月 21 日）

府省名	関税局監視課警務係
対象事業名	外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請

## 1. 対象手続一覧

手続 I D	手続名	手続類型	手続主体	手続の受け手	総手続件数 (令和元年度)	オンライン 手続件数 (令和元年度)	オンライン 利用率 (令和元年度)	オンライン 利用率目標	取組期間 (達成期限)
56724	外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請	1 申請等	7 国民等、民間事業者等	1 国	102, 281	52, 706	51. 53%	80%	令和 9 年 3 月

※オンライン利用率目標・取組期間の設定は事業内の主要手続のみとする。

## 2. 対象事業の概要

本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への貨物の授受を目的とする交通を行うため、税関長に申請書を提出し、その許可を受けるもの。

## 3. 対象事業のオンライン化の状況（対象事業自体がオンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載）

輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）において、一連の手続きがオンラインで完結している。

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	・ 外国往来船又は外国往来航空機との貨物の授受を目的とする交通の許可申請										
各手続の概要	<p>【概要】</p> <p>本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機への貨物の授受を目的とする交通を行うため、申請者（船舶代理店等）が、申請書を税関に提出することにより行われる。</p> <p>本手続は、申請者が輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を用いてオンラインで申請を行うことが可能となっている。提出された申請は、税関の審査が行われた後に承認にされるが、NACCSを用いてオンラインで申請された場合には、同システムにてオンラインで申請者に結果が通知される。</p> <p>【年間総手続件数（令和2年度）、オンライン利用率（令和2年度を含む過去5年間）】</p> <ol style="list-style-type: none"><li>年間総手続件数：91,072件（令和2年度）</li><li>オンライン利用率</li></ol> <table border="1" data-bbox="506 906 1749 1007"><thead><tr><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>49.64%</td><td>50.77%</td><td>47.72%</td><td>51.53%</td><td>60.07%</td></tr></tbody></table>	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	49.64%	50.77%	47.72%	51.53%	60.07%
平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度							
49.64%	50.77%	47.72%	51.53%	60.07%							

オンライン 利用率目標・ 取組期間と 設定の考 え方  (主要な手 続について 目標設定)※ 調査中の場 合でも想定 目標値を記 載	<b>【目標】</b> ・オンライン利用率 80%
	<b>【取組期間 (達成期限)】</b> 令和9年3月まで
	<b>【目標・期間設定の考え方】</b> 本手続きは令和2年度のオンライン利用率が60.11%と中程度のフェーズであることから、利用率の目標は高程度のフェーズである80%を設定する。 オンライン化を進めるにあたり、システムの見直し等も想定されることから、見直しに要する期間及び見直し後に事業者がNACCSに加入し、当該手続きをオンラインで行うまでの期間として、目標期間は5年後の令和8年度末とする。

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン①	課題	NACCS を導入していない事業者において NACCS の利用が進むことで、本手続きについてオンライン利用率の上昇が見込まれるため、NACCS 未導入の事業者に NACCS 導入の周知の実施を行うとともに、NACCS 未導入の理由としてシステムの課題がないか検討する必要がある。
	中間 KPI	【目標】 毎年のオンライン利用率を対前年比で上昇させること
		【KPI の定義】 オンライン利用率 = (システム申請件数) / (全申請件数)
	アクション プラン a	【取組内容】 マニュアル申請が行われる窓口において、NACCS の利用勧奨やリーフレット等による広報・周知等を行う。
		【取組期限 (期間)】 令和 9 年 3 月まで
	アクション プラン b	【取組内容】 NACCS を導入していない事業者に対し、導入のために必要なシステム面の課題等についてのヒアリングを行う。
		【取組期限 (期間)】 令和 5 年 3 月まで
	アクション プラン c	【取組内容】 NACCS の導入の課題となっている部分について、システムの仕様見直し等により利便性向上を図る。また、令和 7 年中にスマートフォンやタブレットでも申請できるよう、システム更改に向けた検討を進める。
【取組期限 (期間)】 令和 7 年 3 月まで		

## 5. スコアカードの更新頻度と公表方法

1年ごとに更新し、財務省ホームページにて公表する。

申請件数が時期によって変動があり、四半期ではオンライン利用率がアクションプランの進捗にかかわらず増減することが予想される。

さらに、アクションプランが数年単位という中長期間での取り組みとなるため、本手続きにおいては四半期という短期間の数値より、ある程度まとまった1年という期間で数値を公表することで、アクションプランの成果が明確となり、状況の分析や計画の見直しにつながることを期待される。

## 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回チェックを受け、チェックの概要等については公表する）

NACCS 利用者からシステム要望を受け付けるとともに、NACCS 未加入の事業者へのヒアリングと合わせ、進捗の確認を年1回程度行う。進捗状況については、年1回財務省ホームページにて公表する。

## 7. 基本計画の見直し

取組の進捗を自らチェックし、基本計画を見直し、必要な改定を行う。